

京都市告示第 67 号

京都市健康増進センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市健康増進センターを臨時に開所します。

平成18年5月22日

京都市長 榎本 頼兼

臨時に開所する日時 平成18年6月25日（日）

午前9時30分から午後7時まで

（保健福祉局保健衛生推進室健康増進課）